

第68回京都大学11月祭全学実行委員会(第3回)

2026年6月19日(金)

【注意事項】

- 注意1 本会議のレジュメは、参加者に配布しております。
- 注意2 本会議のミーティングのURLやレジュメ、議事録のパスワード(ある場合)を他者に共有する行為は行わないでください。
- 注意3 発言を希望する際には挙手および発声をしてください。委員長が発言者を指名するので、指名されてから発言してください。
- 注意4 発言時には、団体名あるいは企画名と、氏名を述べるようにしてください。議事録作成中は、発言者を団体名あるいは企画名、氏名で記録しますが、閉会後に議事録が共有される際には、委員長および全学実行委員会内の組織、全学学生自治会同学会内の組織等を除いては、アルファベットなどで置換します。
- 注意5 本会議の円滑な進行を妨害する行為が確認された場合、当該行為を行った者に対して、委員長が退場を命じることがあります。
- 注意6 本会議において、会議参加者に無断で録画・録音する行為は禁止されています。
- 注意7 議決・承認は、対面参加者は拍手で行います。
- 注意8 議決・承認後に離席者からの意見があれば、受け付けるものとしますが、その扱いについては個別に判断します。

(Google Meet参加者)

- 注意9 表示名は、「団体名_氏名」あるいは「企画名_氏名」としてください。個人の場合は氏名のみで構いません。
- 注意10 発言時以外は、マイクをミュートに設定してください。
- 注意11 議決・承認は、Google Meetの「挙手」機能を使用して行います。
- 注意12 議決・承認において、離席者が存在するために会議参加者の一部または全部からの応答が得られない場合には、応答がない者を除いて議決・承認を行います。ただし、議決・承認後に当該離席者からの意見があれば、受け付けるものとしますが、その扱いについては個別に判断します。
- 注意13 本会議は、本日21:00には閉会します。

【議事録】

開会時刻 19:00

閉会時刻 20:56

委員長：それでは第68回京都大学11月祭第3回全学実行委員会と書かれた書類をご覧ください。

委員長：1.議事案について異議のあるものはいるか。ないようなのでこのまま進行する。

事務局：レジュメの2番(読み上げ)

委員長：異議・質問等あるか。

A：昨年度も参加されていたと思うが、昨年度獲得した金額を教えてください。

事務局：昨年度の配当金は51,384円である。

委員長：こちらを受けて何かあるか？

A：今年度の見込みは？

事務局：昨年度以上を目標とし、6万円程度を目指す

委員長：こちらを受けて何かあるか？

A：様々な手続きが予想される。金額面だけを見れば、個人賛助拡大に対してより多くの労力を割いたほうが良いように思われるが、あえてGiving Campaignに取り組むのはなぜか？

委員長：こちらを受けて何かあるか？

事務局：個人賛助の寄付額を増やすのはもちろん、Giving Campaignでも援助獲得を目指す。また、Giving Campaign参加の手間はそこまで大きくなく、資金調達の場合をより多く用意するためにも参加する。

A：承知した。今までよりも広報を強化すると思われるが、京大の他団体と勝負という形になる

と思われる。どういう形で取り組むことを想定しているか？

事務局：11月祭事務局内での一斉投票やOB・OGへの投票にとどめる。Giving Campaign自体の規模や認知度が拡大していることや事務局の規模も大きくなっていることも踏まえると寄付金の増加が見込めるというふうに考えている

A：問題ないと思う。問題意識として、66回で金額が少なかったと記憶しているため、無策に参加するべきではないと考えているが、きちんと戦略が練られているなら問題ない。

委員長：こちらの議事に関して他に意見あるか

委員長：承認にうつる。

（拍手・挙手）

委員長：以上の内容で承認とする。

委員長：続いて、議事(2)第68回京都大学11月祭の予算の提案に移る。

事務局：別紙1をご一読ください。以上です。

委員長：少しだけ確認の時間をとる。

委員長：こちらの予算案に対して異議・質問等あるか？

A：一つ確認したい。繰越金の記載がないが、いくらか。

委員長：事務局の方お願いしたい。

事務局：2,3分ほどお待ちください。

事務局：第67回からの繰越金は4,422,535円。これに第66回の差額を加えたものが繰越金。

A：第66回からの繰越金は増えたと記憶している。今年度は微増としている。コロナ明けすぐは非常に苦しい財政だったと記憶しているが、これは改善したのか。

事務局：繰越金の増加に伴って収入は増えているが、支出も増えているため、余裕がある状況ではない。

委員長：こちらに関して追加でなにかあるか？

A：そのような状況はよろしくないということは事務局も承知の上だと思うが、収入増または支出減にむけて考えていることはあるか。

委員長：事務局の方お願いしたい。

事務局：収入に関して、介入に当たらない範囲での協賛や本部企画での収入増を目指す。支出に関しては、公式パンフレットの発行部数の削減や必要物品の削減などを考えている。

委員長：追加でなにかあるか？

B：収入の部の合計に昨年度からの繰越金は含まれているのか？

事務局：含まれていない。

B：昨年度の第67回の予算案が1800万ほど、今年度が2000万程となっており、繰越金を含んでいないにも関わらず増加しているがなぜなのか。

委員長：事務局の方お願いしたい。

事務局：物価・人件費高騰により、一般企画にかかる費用が増加しており、その分予算が増えている。

委員長：こちらに対して追加でなにかあるか。

B：費用が増えたから収入が増えた、という論理がよくわからなかった。どういうことなのか説明をお願いしたい。

委員長：議事の都合上、一度参加者から意見を全て回収し、回答する形にしたい。

事務局：物品幹旋の制度により、購入借用にかかる費用が大きくなれば、それにかかる予算も大きくなるため。

委員長：こちらに関して追加で何かあるか。

B：一般企画関係の予算に関して、去年と比べて2～3倍になっているが、さすがに増えすぎではないか。

委員長：事務局が回答を考える間に他に意見がある方がいれば意見を伺いたい。

C：1点目として、第67回の予算案の内訳の名称と比べていくつか変更があると思うが、どの項目がどう対応しているのか等について説明してほしい。

2点目として、学務部による援助金が昨年度にくらべて減少しているがこれの説明は学務部からあったのか。

3点目として、物価高騰・人件費の上昇があるため、学務部に対して追加の援助請求を行うことは考えているか。

事務局：物品幹旋収入は、一般企画収入と支出の部で昨年度は計上していなかった分を今年度は計上したため、増えている形になっている。

委員長：追加で質問あるか。なければ先ほどのCさんの質問に事務局の方お願いします。

C：昨年度は物品幹旋収入を予算案の一般企画収入と支出の部の段階で計上していなかったのに対して、今年度は昨年度の決算を受けて予算案に新たに追加したという理解でよいのか。

事務局：1点、先程述べた相殺していた収入と物品幹旋収入をまとめて一般企画収入としている。

2点目について、学務部援助が減少しているのは、ごみ処理に想定以上の金額がかかり同様の金額の援助はできないと伝えられた。今年も去年と休日数が同じなので、昨年度の金額を参考に今年度の予算を策定した。

3点目について、66回と同程度の援助額に戻すことができないか確認をとってみる。

4点目について、その認識で間違いはない。

委員長：時間の関係上、意見をまとめて回収したい。追加の意見なければ予算案の承認に移りたい。

委員長：こちらの予算案について承認する方は拍手をお願いしたい。

(拍手・挙手)

委員長：以上の内容で承認とする。

委員長：続いて、議事(3)第68回京都大学11月祭における外部団体連携行為についてに移る。

事務局：別紙2をご覧いただきたい。今年度の外部団体連携行為の議論の進め方について、事務局が考えているものを提案する。本規制に関して、前回までの委員会では他の議題との兼ね合いで必要な議論ができていない認識である。来週の企画相談会や企画登録会など、京大生にこの制度を認識してもらうための重要な機会が締切になると考えている。そのため、

1点目、規制自体を行うかの合意形成

2点目、規制を行う場合はどのような手続きをとるか

3点目、対象となる行為類型などの規制内容

4点目、具体的な規則の作成および承認

という流れで行いたいと考えている。

本日は1点目の規制自体の是非、2点目についてどのような制度設計を行うかの議論をしたいと考えている。(2)が規制について、(3)以降が手続き面での事務局が検討している案になる。6pの区切り線以下は規制対象となる行為の例を記載している。

進行に異議質問等なければこの進行で議長のもと進めたい。

委員長：進行に関して意義のあるものはいるか。

委員長：いないようなので事務局の提示した内容で進行する。

事務局：分量が多いため、5分ほどレジュメを読む時間を取ってほしい。

委員長：20:00までレジュメ確認の時間を取る。

委員長：20:00になったため、全体から意見を回収したい。

事務局：先ほどの議事の進行で述べさせていただいた通り、まずは本外部団体連携行為の規制を設けること自体の是非についてご意見をお伺いしたい。具体的には(2)の規制の実施についてである。

委員長：規制の実施に対して意見がある者はいるか。

委員長：特段ないようなので、事務局の方にお返しする。

事務局：本規制を設けること自体には合意がなされたものとして議論を進めていく。

事務局：(3)基本的な制度設計について、レジュメにある通り、本規制の対象となる行為が非常に抽象的なものになっている。本レジュメが抽象的な基準である。

具体的な評価事例、例えば外部から人を呼ぶ行為や、外部から物をもらうなどの行為について規定するものである。

その次に、判断の事例集である。第66,67回の実例を先例として扱いながら、改めて本規制について考えたいと思う。

この3段階の規制の内容について何か異議・質問はあるか。

委員長：何かある人は挙手をお願いしたい。

A：判断の事例集について、この規制が去年から始まったものと認識しているが、事例はどれくらいあるのか教えてほしい。

事務局：外部団体連携行為という規制は昨年度からであるが、第66回でも同様の制度は取っており、そこでの事例は10件ほどであった。昨年度の事例については50~60件ほどである。

委員長：追加で何かあるか？

B：判断の事例集について、11月祭で実際に出展する方について開示するものか？

事務局：企画を出展される方に開示することを想定している。

委員長：追加でなにかあるか？

C：2年前の10件と昨年の数十件とは外部団体連携行為にあたるものという意味か。事務局が実際に規制を行った事例はあるか。

事務局：1,2分ほど時間をいただきたい。

事務局：まず10件と数十件に関しては今年度外部団体連携行為に該当すると考えられるものであるという認識である。事務局が規制を行ったものではなく、規制対象と考えられる行為について、申請されたもののうち該当するものを挙げている。
そのなかで事務局が判断して規制したものが1,2件ある。

C：具体的な事例について簡潔に教えてほしい。

事務局：簡潔に言うと、企画を出展される団体の方が外部団体(企業)と連携して行うプロジェクトがあったが、企業の方からビラを置いてほしいという要望があり、そのビラの内容が外部の方の活動報告に当たる内容であったため規制をした次第である。

委員長：追加でなにかあるか。

C：この規制については具体的に11月祭期間中だったのか、申請期間だったのか教えてほしい。

事務局：事前の申請期間に申請されたものである。

委員長：追加でなにかあるか。

委員長：全体に対して意見はあるか。

B：こちらの方針について、抽象的な規制、具体的な制限、事例集の3層から成ると認識しているが、制限に関して、抽象的でなく具体的な基準を設けていると認識している。また、判断の事例集がかなりすくない。出展者の方がこれを見たときに制限に該当するか分かりづらいと考えられる。想定される規制事案を出展者の方に提示する予定はあるか。

事務局：1,2分ほどいただきたい。

事務局：まず、事前に想定される事例も掲載する予定である。加えて、本レジュメの具体的な

評価規定については、手続き規定というよりは、こういった行為が本規定の対象になるのかを示すものとする予定である。

委員長：追加でなにかあるか。

B：具体的な評価規定に関して、どういう行為が該当するか明記することだが、こちらのレジュメに記載はされているか。どういう行為が規制に当たるのか明るくないので知りたい。

事務局：2分ほど時間をいただきたい。

事務局：具体的にどのような行為が該当するかについて、抽象的には6pの最後にあるように、外部団体による不当な制限・自立性の不当な制限が本規定の対象となる行為としている。本制度について、外部団体連携行為に当たるからといってそれだけで禁止されるものではなく、その連携があったうえで、ビラを掲示するように強制されるなどがある場合、規制の対象とするという意図である。

委員長：追加でなにかあるか。

委員長：進行に則って質問・意見はあるか。

A：抽象的な制限規定に関して、今後具体的な評価規定を定めるうえでの前段階という認識でよい。そのうえで、具体的な評価規定と事例集の2点がベースになると思うが、どちらを優先的な判断基準とするつもりか。

事務局：少々時間をいただきたい。

事務局：1点目についてはそのような認識で問題ない。2点目について、まず全学実行委員会で具体的な評価規定を定め、事例について評価規定をもとに考えるという進行を考えているため、どちらかが優先されるということはないと考えている。

委員長：ほかに意見のあるものはいるか。

委員長：いらっしゃらないようであれば、進行に則ったうえで承認に移ろうと思う。

事務局：現段階で承認する事項はない認識。(4)の方に続けて移りたい。

委員長：認識に相違があったようで申し訳ない。(4)に対して異議・質問がある方がいれば

A：まず1点目、表が3つあるが、それぞれに対して案1、案2という提案がされている。こちら①②は共通して案1として扱っているものか。2点目、3pの案②の中で、罰則を適用することができないという記載があるが、その後案③の中で「責任を免除する」とある。罰則を適用しない中での責任とは何を指すのか教えていただきたい。

事務局：少々お待ちいただきたい。

事務局：1点目の表について、今回のレジュメの方で選択するのは、表2の①②及び表3の①②になっている。表1については表2,3を理解してもらうための参考として認識してほしい。案1、案2について共通して選択されるかは、表2の事前手続きと表3の選択手続きそれぞれで選択されるもので必ずしも共通ではない。2点目の責任を免除することに関しては、案2に関して、こちらは11月祭事務局以外、具体的には全学実行委員会などで事後的に責任を追求しないといったものではない。そのため、「責任を免除する」とは全学実行委員会において我々の助言に従った上で認められた場合を意図して記載している。

委員長：追加でなにかあるか。

A：あまり認識していないのだが、こちらの規制に関して、全学実行委員会の名において処分を下す罰則をさだめるものという認識で相違ないか。また、それに対して事務局が二重に執行権があるように思えるため、説明してほしい。

事務局：1分程度お待ちいただきたい。

事務局：我々の認識としては、表2などで提案しているものは全学実行委員会の場において事務局が外部団体連携行為に対してどれくらいの処分を下すかを決めてもらうものである。そして、11月祭事務局と全学実行委員会が二重に執行権があるように見えることに対しては、事務局はあくまで全学実行委員会の委任を受けて判断を行うが、最終的な決定権は全学実行委員会にあるため、2重に権力はないと考える。

委員長：追加でなにかあるか。

A：なんとなく理解できた。そのうえで、表1は保留して、表2,3について話すということであれば、まず表2について質問する。案1の方で拘束力を有しない助言を行うことができる
とあるが、助言の立ち位置がわかっていない。申請があった際に、このままでは通せないが、事務局からの助言通りに直すことで事務局が許可できる範囲に収めることができるということではいか。それに対して、拘束力を有しない助言となると、そのような助言に従わなかった場合は事務局は許可をおろさないということになり、実質的な拘束力を有しているという懸念がある。この辺りの見解を聞きたい。

事務局：少々お待ちいただきたい。

委員長：20:35程度で次の議事に移りたいと考えている。

事務局：許可制などについての拘束力を有しない助言について、作成した段階では明らかに違反行為であると見なして許可を出さないということが難しいものについて、このようなものが11月祭期間中にグレーな行為がアウトな行為として現れてしまうと考える。こうしたことが起きないように、我々11月祭事務局はこうしたらいいと思う、という形で助言を行うことを想定していた。最終的に本規制に違反する可能性がある行為を行うことは各参加者に任されている認識である。

委員長：意見のある方は全員挙手していただき、意見を回収したい。

A：返答に関して、要するにグレーな行為に関しては許可申請では通すつもりであるが、当日グレーな部分が黒になったら罰則を適用するという認識である。表3について、案②に書いてある意味が理解できていないが、そもそも直前に全学実行委員会を開催することができないため、事務局が代わりに判断を下すとあるが、この規制についてすべての事例について全学実行委員会の場で規制を行うことはできないという認識だったが、それができないとなるともはやなんのための規制・罰則を設けようとしているのかわからない部分がある。こうした全学実行委員会と事務局の権限や執行のあたりをわかりやすい形で説明してほしい。3点目、本質的ではないが、レジュメが見にくいので、どこが案①と案②で違うのかがわからない。下線を引くなどの工夫をしてほしい。

B：表2のところ、①②について、案1が11月祭事務局の許可を受けなければ行うことができない

い、案2の方は、事務局に相談し、助言を受けなければいけないとあるが、案①と案②で相談の形式がわかっていない。

BOX棟などの対面で11月祭事務局へ助言をもらいに行くのか、企画を申請する段階でこういう行為を想定しているとするのか、

後者の場合、相談というのが案①の方、申請段階で聞いて助言をするという形で良いのではないかと感じた。

あと、(5)の以下①～④はローマ数字のi～ivのことか。

C：1点目、(A)外部団体連携行為等を行うために必要な事前手続について、外部団体連携行為等が数十件発生することを前提にしつつ、案②のようなものを提案していると認識しているが、昨年、規制のみ行った事例が1件しかないため、全学実行委員会の場で議論を行うことが可能であると認識している。また、ゼロベースでの議論とあるが、今後の全学実において具体的な規制について議論していく中で、参考にしながらできるのではないか。

2点目、案①の第1項における事前申請の許可について、例えば私が述べた最初の意見にしたがって事務局の許可を受けるではなく事務局に申請をしなければいけないとし、判断の主体は全学実行委員会であるとしても現実的なのではないかと考えている。

3点目、具体的な取り締まりについて、現実性具体性の話として、11月祭期間中または直前の開催が難しいとあるが、こういった事例に対して緊急の全学実行委員会の開催についてどのように考えているのか。もしもこういった判断を事務局が行った場合、責任はどこにあるのか。

(5)の規制対象行為について、かなり抽象的であり、かなり解釈論により取る幅が広いと認識している。そこにおいて、11月祭事務局がどこまでソリッドな規制判断ができるのかについて事務局はどう考えているのか。

委員長：事務局の方に返答方法を示していただきたい。

事務局：こちら(4)以降について、いただいた意見をもとに、次回以降わかりやすい形で示す資料を作成し、議論を進めたいと考えている。

(5)の①～④に関してはローマ数字の間違いであった。

(1)～(3)の部分については全体で合意が取れていると認識しているため、承認を取りた

い。

委員長：承知した。提示された部分の承認に移る。賛成のものは拍手をお願いしたい。

(拍手)

委員長：提示された分に関して、承認とする。

委員長：議事(4)に移る。

事務局：こちらについて、今回酒類対象企画の指定方法に関して指摘をいただきたいと考えていたが、時間がないため、次回以降に回してほしいと考えている。

委員長：承知した。

委員長：議事以外のことで質問提案はあるか。

A：11月祭学生ポータルに資料を掲示していたと思うが、今年度の掲示はいつ頃になるか。前回、前々回から続く議論もあるため、速やかに掲示していただきたい。

C：議事録に関しては同じ意見である。透明性の議論に基づいて速やかな公開を求める。

また、昔の議論で申し訳ないが、予算案に関して繰越金を載せなかったということだったが、どのような取扱いになっているのかを事務局の方に聞きたい。繰越金の使途が不明なまま150万程度浮いてしまっているので扱いをどう考えているのかお聞きたい。

委員長：事務局の方お願いします。

事務局：資料に関しては、11月祭学生ポータル担当者が準備中である。

また、繰越金に関して、現時点で使用する予定はない。突発的な支出に使用する予定である。今年度使用しなければ、次年度以降の繰越金とするつもりである。

B：いつごろまでに資料は掲載されるのか。なるべく次回までには掲載してほしいと考えている。

事務局：可及的速やかに対応を行うため、遅くとも1週間以内には対応させてもらう予定である。

委員長：これら以外に追加でなにかあるか。

委員長：議事以外の進行について問題ないということで、資料について確認する。資料にパスワードを設定したい方はいるか。

委員長：議事録の承認に移る。

委員長：こちらの議事録について異議・質問ないか。内容であれば議事録の承認に移る。

（拍手）

委員長：これにて第68回11月祭第3回全学実行委員会を閉会する。